

*会社番号	*受付番号		—		*認定番号*
*類型番号	*入金日	年	月	日	*到着日
					年 月 日

「機器・設備評価 EAE マーク」認定・使用申込書

一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会 御中

「機器・設備評価 EAE マーク」認定・使用申込にあたり、本申込書の 1「関係法規等の順守」、2「重要事項」、3「EAE マークロゴの表示方法」を承知し、EAE マーク事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり申込みます。

■企業情報

提出日	20 年 月 日				
申 込 者	フリガナ				
	事業者名	社印			
	フリガナ				
	事業代表者名	代表者印			
	所在地：〒 — 代表連絡先 TEL： — — / FAX： — —				
企業ホームページ					
担 当 者	部署	役職名			
	フリガナ				
	担当者名				
	連絡先：〒 — TEL： — — (内線) / FAX： — —				
(本申込施設および後記の申込内容に関する今後のお問合せ先および連絡窓口となる方です) 右記の者を「機器・設備担当者」として、指名登録します。	E-mail:				
	フリガナ				
	事業者名				
使用料 支払担当者 (上記担当者と異なる場合のみ記入ください)	連絡先：〒 —				
	部署	役職	TEL	— — (内線)	
	氏名				
	E-mail:				

■機器・設備の詳細

1. 業態等 (※は、できる限りご記入下さい。)	資本金： _____ 円
	業種： _____
	従業員数： _____ 人 (20 ____ 年 ____ 月現在)
	総売上高： _____ 円 (20 ____ 年 ____ 月決算) <EAEマーク機器・設備以外も含む>
	国内支店(営業)数： _____
	海外事業所数：(工場・研究所等) ※ _____
2. 機器・設備ブランド名(登録する機器・設備名を正確に記入下さい)	英文 _____
3. 型式・品番等	前記2(機器・設備ブランド名)の機器・設備において、型式・品番等を設定管理している場合は、EAEマーク認定の範囲を明確にするため、認定時に登録を希望する全型式・品番を以下に記入(多数ある場合は別紙に記入)して下さい。
	英文 _____
4. 申込機器・設備の認定番号	申込機器・設備が既にEAEマーク認定を受けている場合のみ、その認定番号を記入して下さい(旧バージョンからの取り直しなど)。 【認定番号： _____】
5. 販売(出荷)価格と出荷数量	販売(出荷)価格 _____ 円 / _____ (単位) 複数ある場合は、機器・設備の最多販売価格(未発売の場合は予定価格)を記入して下さい。
	直近 ____ 年 ____ 月 ~ ____ 年 ____ 月の出荷数量 _____ / _____ (単位) 直近1年間の実績を記入して下さい。なお、実績が1年に満たない場合はその期間の実績とし、未発売の場合は、期間を記入せず発売予定日から向こう1年間の出荷予定数量(計画値)を記入して下さい。
6. 発売年月	____ 年 ____ 月 (□発売 / □予定)
7. 申込機器・設備の最終製造工場および所在地 (複数ある場合には)	製造会社名 _____
	工場名 _____
	〒 _____ 所在地 _____
	TEL _____ - _____ - _____

■EAEマーク機器・設備の広報・告知について

1.消費者等からのEAEマーク機器・設備とその購入方法などに関する問い合わせ			
<p>EAEマーク使用基本契約締結後（2機器・設備目以降は認定通知後）に、EAEマークホームページ上で機器・設備情報の一部として公開（更新）します。</p> <p>なお、申込会社名、認定番号、機器・設備ブランド名、型式・品番等、および認定要件に関する事項等については、本登録用紙への記入有無に関わらず、（公開開始日があるものはそれ以降に）公開します（<input type="checkbox"/>をチェックの上、機器・設備担当者とは別に窓口等を設定する場合は、下記の二重枠内に必要事項を記入して下さい）。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器・設備担当者連絡先(本申込書 1 頁目に記載)と同じです。（個人名は公開しません）</p> <p><input type="checkbox"/> 上記とは別に下記を設定します。（例：お客様相談室など）</p>			
会社名			
部署名			
所在地	〒 -		
TEL		FAX	- -
以下の項目をご記載いただきますとEAEマークのホームページで公開します。			
URL			
代表E-mail			
機器・設備情報 (200字以内で機器・設備の紹介を記入して下さい)			
公開開始日 (任意)	20 年 月 日 特に希望する場合のみ記入して下さい。通常は認定後に速やかに公開（更新）します。		
	<p>※ 機器・設備情報の字数を越えて記入された場合には、EAEマーク事務局が200字以内に修正することがあります。 掲載内容は登録後に修正することができます（記入用紙はホームページからダウンロード可能です）。</p> <p>■機器・設備画像の掲載について 認定取得後には、機器・設備情報に機器・設備画像を掲載することができます。認定後に以下の要件に従って、ファイルを作成いただき、以下のアドレスにご送付下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 画像ファイルの送付先： • 画像のファイル形式：JPEG • 画像サイズ：縦:300px × 横：350px • ファイル名：認定番号でつけて下さい。 <p>(例 認定番号 201101-00001 の場合 → 201101-00001.jpg)</p>		

■重要事項・法令について

<p>1. 「法規等の順守」について</p> <p>認定の要件として、申込者（事業代表者）およびその申込機器・設備の製造事業者（申込者が申込機器・設備の製造事業者でない場合）は、関係する電磁波に関する法規、条例、公害防止協定等（以下、「関係法規等」という）を順守していることが必要です。</p> <p>なお、EAEマーク事務局は、本認定審査に際し、必要に応じて本社・工場などの現地確認（立ち入り調査）を行う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 認定後（機器・設備認定有効期間中）に関係法規等に違反した場合、申込者およびその申込機器・設備の製造事業者は、EAEマーク事務局に対し、その違反内容等を当該事実の判明した日から1週間以内に書面により報告する義務を負います。EAEマーク事務局は、当該違反内容等を確認した後、認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびにEAEマーク事務局による現地監査等の確認結果などを総合的に判断し、再発のおそれがないとEAE事務局判断した場合には、認定を再開することがあります。○ ただし、相当期間内に違反の状況が改善されない場合、あるいは違反が繰り返された場合など、再発のおそれがあると認められるときは、EAEマーク使用基本契約に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。○ また、過去に関係法規等の重大な違反、またはEAEマーク認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「EAEマーク事業実施要領」で関係法規上問題があると判断した場合」に該当し、認定されないことがあります。○
<p>2. EAEマーク機器・設備の認定・使用申込に関する「重要事項」について</p> <p>1. 「機器・設備評価EAEマーク」認定・使用申込に関し、本申込書および添付書類（付属証明書と付随する自社が発行する証明書・試験結果等）の記載内容に間違いがないことを誓約し、申込者（事業代表者）が全責任を負うこととします。また、第三者発行の証明書・試験結果等は、第三者が記載し発行したものに相違ないことを誓約するものとします。なお、万一、本申込書および添付書類（第三者発行の証明書等を含む）の記載事項等について疑義が生じた場合には、EAEマーク事務局に対し、申込者および関係者に対する必要な調査（現地確認を含む）に協力するとともに、資料提供などを含め十分な説明を行うものとします。</p> <p>2. EAEマークの認定・使用申込に関し、EAEマーク事業実施要領規定にもとづくほか、以下のことを承知するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) EAEマーク使用基本契約締結後において、本申込書類（証明書などの必要書類を含む）などに虚偽の記載があることが判明したときは、認定が取り消される場合があります。(2) EAEマーク機器・設備について、新たな型式（品番）等を追加する場合、または製造方法、製造工程、製造場所や使用する原材料など、認定時の証明内容に変更が生じる場合には、速やかにEAEマーク事務局宛てに追加または変更等の手続きを行い、事前に承認を得る必要があります。(3) EAEマーク事務局は事業の適正な実施をはかるため、EAEマークの使用・製造販売（出荷額）の状況等について報告、説明を求め、必要に応じて製造工場や関連する製造・販売委託会社等への現地監査（立ち入り調査）およびサンプル検査、ならびに市場での任意抽出による機器・設備テスト等を行うことがあります。 <p>なお、EAEマークの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる場合があります。</p> <p>3. EAEマーク事務局は、認定審査に際し、必要に応じて機器・設備現品や追加資料の提出、または第三者機関による試験、および基準適合に関する調査（現地確認を含む）などの協力を求めることがあります。本認定審査に係る機器・設備現品や追加資料の提出、および第三者機関による試験に要する費用は別途申込者の負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本認定審査に係る申込書類や機器・設備現品などの提出資料は、審査結果等に係らず、原則として返却できません。事前に写しなど手元に控えを保管するようにして下さい。○ 本認定審査に係る申込書類などに不備がある場合、当該不備書類が完備するまで審査は留保します。ただし、書類不備のまま正当な理由なく申込日より6ヶ月以上が経過しますと、本申込は取り消し扱いとなります。○ EAEマーク事務局は、提出された本認定審査に係る申込書類および審査の過程で知り得た情報などに関し、守秘義務を負います。 <p>当該情報は、EAEマーク認定審査の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩することはありません。ただし、EAEマーク事業の普及・啓発のため、EAEマーク機器・設備に関する機器・設備ブランド名、型式・品番、EAEマーク認定番号、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項（認定情報に係る固有の証明値を含み、機密情報を含まない）および国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の定める判断基準への適合に関する情報、「消費者等からのEAEマーク機器・設備とその購入方法などに関する問い合わせ先」および本申込書に付随する「EAEマーク機器・設備情報登録用紙」にもとづく情報は、EAEマーク使用基本契約締結後（2 機器・設備目以降は認定通知後）に当協会EAEマークホームページで公開します。</p>
<p>3. 「EAEマークロゴの表示方法」について</p> <p>EAEマークロゴの表示方法は、「EAEマーク使用の手引」に従うものとします。</p>

<様式 2-1803>

機器・設備評価EAEマーク：認定審査料支払い

銀行の振込依頼書(写し)等を貼付

- ※ 振込依頼書の写しを貼付して下さい。
- ※ 電子決済などの場合は、貴社の経理担当者等の証明などを貼付して下さい。
- ※ 複数の申込の場合には、一括振込みで構いません。
振込み分に対応する申込の機器・設備ブランド名、機器・設備類型番号を以下の表に記載下さい。

振込先

口座名義	一般社団法人 電磁環境・電磁波防護製品評価協会
銀行名	りそな銀行 深井支店(238)
普通預金口座	No. 0292884
振込金額	認定・使用申込書 1 通あたり、32,400 円(会員) 21,600 円 認定・使用審査料 30,000 円、消費税 2,400 円 (会員) 認定・使用審査料 20,000 円、消費税 1,600 円
振込人名義	申込者(事業者)名義でお振り込み下さい。)
	*振込手数料は申込者のご負担となります。

～申込振込一覧表(複数申込の一括振込みの場合)～

申込書の 提出No	機器・設備ブランド名	受付番号* (記入不要)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

「EAEマーク」認定・使用審査料(上記の申込分)として、以下の金額を振り込みます。

申込書数【 通】 × 円(消費税 円) = 計【 円】

「EAEマーク表示見本」提出用の画像

申込時には、「EAEマークの表示設計見本」（原稿可）の提出が必要となります。

マークの表示方法および記載事項は、「EAEマーク使用の手引」に定めていますので、事前にご確認下さい。

以下の【サンプル画像】は、表示設計見本の提出用としてお使い下さい。

実際の機器・設備等にEAEマークを使用・表示する際のEAEマーク画像データ（清刷り）は、認定取得後にPDF形式でEAEマーク事務局のホームページからダウンロードいただくことが可能となります。

<参考> 【実際の表示例】 表示例（一例）



EAEマーク機器・設備 …①
認定番号(または〇〇株式会社) …②

◆認定情報

- ①「EAEマーク」の文言、または「EAEマーク使用の手引」に定めるEAEマーク機器・設備であることの呼称。
- ②EAEマーク認定番号または使用契約者名の表示(両方を表示することも可)

* 表示する場合には、消費者が「認定情報」を参照できるよう使用契約者のウェブサイトにてEAEマーク機器・設備に関する情報ページを設けて下さい（そのウェブサイトにおける表示予定見本（原稿可、認定情報①、②）の提出が必要となります。）。